

「中部圏・近畿圏の内陸地震に係る被害想定結果について（基本被害）」の公表に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年一月二十五日

前川 清 成

参議院議長 江田 五月 殿

「中部圏・近畿圏の内陸地震に係る被害想定結果について（基本被害）」の公表に関する質問
主意書

平成十九年十一月一日、政府から「中部圏・近畿圏の内陸地震に係る被害想定結果について（基本被害）」（以下「本件結果」という。）が公表された。

しかし、本件結果は内容が極めて曖昧、不明瞭であり、例えば断層帯がどの地点を通っているのか、判読できない。よって、当職は、昨十一月以降、再三再四、明瞭な資料の提出を政府に求めたが、やがて三ヶ月が経過しようとしているにもかかわらず、未だ明らかにされない。

そこで、以下質問する。

- 一 本件結果の公表の目的は何か。
- 二 本件結果の公表の前提となる検討作業は、いかなる機関が、いかなる権限に基づいて実施し、その費用として、総額でいくら費やしたか。
- 三 何故、一読しただけで断層帯が判読できるような明瞭な資料を隠匿するのか。
- 四 国民が、断層帯に関して、どの地点を、どのように通っているか等を正確に認識することは、防災面等

で国民の生活に直接影響があるだけでなく、土地取引等経済面でも多大な影響があると思われるが、政府の見解はいかがか。

五 「奈良盆地東縁断層帯」と、内閣府ホームページに言う「奈良盆地東縁断層帯」とは、同一の断層帯を指すのか。

また、これら断層帯は、どの地点を通っているのか。地名、地番等を特定した上で、具体的に認識し得るよう回答されたい。

六 「生駒断層帯」は、どの地点を通っているのか。

五同様に、地名、地番等を特定した上で、具体的に認識し得るよう回答されたい。
右質問する。